

平成21年第4回玉城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成21年7月31日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成21年7月31日
4. 応召議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名
町 長 辻村修一君 副町長 坪井信義君
教育長 山口典郎君 会計管理者 前田浩三君
総務課長 中郷徹君 税務住民課長 小林一雄君
生活福祉課長 林裕紀君 建設課長 森島千里君
上下水道課長 松田幸一君 病院老健事務局長 田畑良和君
産業振興課長 田間宏紀君 教育事務局長 辻誠君
総務担当課長補佐 田村優君 政策財政担当課長補佐 中村元紀君
9. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 大南友敬君 同書記 高井美江君
同書記 内山治久君

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4. 議案第58号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

第 5 . 議案第 5 9 号 平成 2 1 年度 玉城町一般会計補正予算 (第 3 号)

(午前 9 時 開会)

議長 (小林一則君) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。
よって、平成 2 1 年第 4 回玉城町議会臨時会は成立致しましたので開会致
します。

開会あたり町長より臨時会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

町長 (辻村修一君) 平成 2 1 年第 4 回臨時会開催に当り、一言挨拶を申し上げ
ます。議員の皆様方には各常任委員会での県外研修に取り組んで頂きまし
て、大変熱心なご視察を頂きました。ご苦労様でございました。さて、本日
は先般の懇談会・全員協議会でも少し説明をもうしあげております法人町民
税の還付による専決処分を執行させて頂いた、その案件の承認をお願いする
もの。更に、玉城町と致しましての子育て支援の施策をより拡充するために
福祉医療費の助成に関する条例改正をお願いするというものが、主なもので
ございます。なにとぞよろしくお願い申し上げまして、開会に当たりまして
の挨拶とさせていただきます。

議長 (小林一則君) これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

議長 (小林一則君) 日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の
会議録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

6 番 東谷富雄君 7 番 小林 豊君

の 2 名を指名致します。

議長 (小林一則君) 次に、日程第 2 . 会期の決定についてを議題と致します。
お諮り致します。本臨時会の会期は本日 1 日間と致したいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間とすることに決しました。

議長 (小林一則君) 次に、日程第 3 . 議案第 5 7 号 専決処分の承認を求め
ることについてを議題と致します。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第57号 平成21年度 玉城町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。今回専決処分致しました補正予算につきましては、法人町民税の平成20年度の確定申告により還付が発生し、予算に不足が生じたため、平成21年7月10日専決処分を致したものであります。歳入につきましては、地方交付税1億円を増額し、9億3千万円とするものです。歳出におきましては、総務費、徴税費、賦課徴収費において、過誤納還付金1億700万円を増額し、歳入歳出の差額を予備費において調整しています。これには還付までの加算金が生じますので、緊急を要するものと判断し、専決処分を致したものであります。よろしくご審議いただき御承認いただきますようお願い申し上げます。なお、補足は省略いたします。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第57号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）これは半期分であろうと思いますけれども、何社分に当たるのでしょうか。お伺い致します。それから利息がつくから急いだということですが、この場合の利息は何%となっているのでしょうか。お伺い致します。

議長（小林一則君）税務住民課長 小林一雄君

税務住民課長（小林一雄君）先程鈴木議員のご質問でございますが、還付に関します企業といたしましては、町内の大手事業所4社でございます。その還付金が、約1億400万それに伴います。還付加算金が約300万というふうになっております。それで還付加算金の率でございますが、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの分は、年4.7%、平成21年1月1日から平成21年12月31日まで分は4.5%という計算になっております。20年度の予定納税ということですのでこの大手業者さん予定納税を11月末に町の方へ納入をしていただきますので、その翌日からということで1カ月分が4.7%それ以降のこの7月還付決定までの間、年4.5%で計算をさせて頂くということになります。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長(小林一則君)次に、日程第4. 議案第58号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第58号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。玉城町では子育て支援として様々な施策を展開しております。「待機児童ゼロ」を目指した保育所運営、途切れのない発達支援をサポートする「ブックスタート」中でも子どもの医療費の無料化につきましては、その適用範囲において県内、常にトップクラスを維持してまいりました。今回さらに拡大し、小学校1年生から3年生までの児童の医療費の無料化を実施いたすものであります。総務省が発表した平成21年4月1日現在の15歳未満の子どもの数は、平成20年より11万人少ない1千714万人で、28年連続の減少となっております。世界最低水準の状況が続いているところであります。昨年の合計特殊出生率は過去最低を大幅に更新し、三重県は全国平均1.31より高い1.42、玉城町は県下第3位の1.54であります。全国的に比較しても、全国1千800弱の自治体の中で483位と上位1/4に入り高い出生率ではありますが、深刻な少子化社会のもと、子育て支援策の推進が地方自治体に一層強く求められているところであります。中でも子どもの医療費の無料化は、経済的負担を軽減する有効な施策であります。国民生活白書でも、結婚をしても子どもを多く持てない夫婦が増えたことが出生率低下の理由としていますし、夫婦が持つ子どもの人数が少ない理由が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」との調査の結果も示されています。今回、子育て支援の重要な施策として、小学校3年生まで、通院や入院医療費の自己負担分を助成するものであります。詳細につきましては、生活福祉課長から説明致します。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君)生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君)それでは、議案第58号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正は町長提案の通り、平成21年9月診療分から助成対象を小学

校就学前6歳になる年度末から小学校3年生9歳になる年度末まで拡大をするものでございます。これに合わせ自給資格証等の様式の記載を乳幼児から乳幼児・児童というふうに表記を改めるものでございます。又改正時期を9月からといたしましたのは、受給資格証の更新が毎年9月1日となっているためこれに合わせたためでございます。助成の方法は従来と変わらず一旦自己負担部分を診療期間で支払っていただきまして、後日指定された金融機関口座に振り込むというものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第58号 玉城町福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についての質疑を行います。発言を許します。

5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）長年にわたりまして玉城町におきましては、この子どもの医療費無料化というのは県に一步づつ先近したところで実施をしてきたところでございますが、辻村町長さんになりましてから県が就学前までひろげました。その時にそれを目指して1年でも2年でも実施をするというところに踏み切れなかった。伝統的な形で県に先んじてやるということはやられてきた中で踏み切れなかったのはなぜなのか。ということが1点とその次に、これは全員協議会の席で4月14日にあらかじめ町長の方から今回、小学校3年生まで入院・外来とも医療費を町が負担するというところに振りきりますというお話がございました。その時に年間ですとご説明によりますと770万程度かかるということで今年度については約半分5ヶ月分に相当する分を予算化するというお話でございましたが、その時に私一人ではなく他の議員さんも同じご意見を言っていたいた訳でございますが、多くのところで義務教育の間中学校卒業までという方向で動き出しているさなかでございました。玉城町よりもずーと財政力の弱い鳥羽市がもう義務教育中学校卒業までということで実施をすることになっておりますが、玉城町ではなぜそれが踏み切れないのか。この時にせめて入院だけでも義務教育終了までを見てもらうという方向でできないのかと。めったにないことではございませんけれども子どもさんの入院というものは、大変なことになります。その方より小さいお子さんがいらしたり親御さんは仕事をやめてそちらに専念しなければならぬことになったりいたしますので、せめて医療費を見てあげる。入院については是非とも中学校卒業までをとということで申し上げたところでございますが、その時に町長は一度試算をしてみましようというお返事を頂

きましたので、本日は期待をもってここにまいった訳でございますが、そういうふうにはならなかったということで、とても残念に思っておりますが、その思考の経過をどれぐらい見積もって見たらお金がいるということになったのか。そういったことも含めましてお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）乳児医療の無料化というのは、やはりこれからの町の将来を考えました時に子育て支援の施策として大変重要だというふうな認識を持たして頂いておりまして、少しでも県に先んじて実施をしたいという考え方をもちました。ご承認いただきまして平成18年でありましたが承認後、県が4歳まででございましたのを就学前まで玉城町は引き伸ばしさせて頂いた訳でございますが、今年の9月から県が就学前までとこういう形に行政措置がなされてきたということでございまして、少しであります先んじての施策を講じさせて頂いているわけでございます。そして今回新しく小学校3年生までということでお願いを申しあげるものでございます。それぞれの自治体の子供たちの人口フレームの状況は、やはり特に減少の自治体が多いというところにつきましては義務教育終了前までということの施策を考えておられるところもあるようでございます。入院分につきましてもご意見も頂いて検討もさせて頂きましたけれども、先ずはこの3年生までを拡充をさせて頂く事で保護者の皆さん方の軽減、子育て支援の施策として考えてまいりたいというふうに思っている次第でございます。そんな事でいろんな全体の施策財政状況とも考えながら進めさせて頂きたいと思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）中学校3年まで入院を拡大した場合の推計をということで概算でお答えします。まず、国民医療費の5歳刻みで推計が出ております。まだ18年度しか出ておりませんが、厚生労働省の18年度の国民一人当たりの医療費の推計を基に推計をしますと0歳・4歳のときの一人当たりの入院に比べて10歳から14歳小学校4年から中学校3年生まで約18.5%位まで医療費の比率が落ちることがありまして、ここを玉城町の0歳・4歳の現在の医療費と管案をしていきますと年間約200万円位小学校4年から中学校3年生まで入院のみを拡大した場合年間200万円の経費がいるのではないかと概算をしてみました。以上でございます。

議長（小林一則君）5番 鈴木加奈子さん

5番（鈴木加奈子さん）町長、町の50億は切れませんがこの1年間の予算から見ましたら200万というのは捻出できないものではないかというよう

に思うわけですが、これは年間でございますね。ですから 100 万未満であろうかと思えます。今年度予算化しなきゃならないという部分としましては、周りでもうすでに中学校までと進んできております時だけに是非とも引き続きまして中学校までのこの入院の助成をするということに是非とも取り組んで頂きたい。今子供の貧困ということが大変社会的に大きな問題にされている時でございます。その場合にやはり親が仕事が続けられるかどうかというこのところにも非常に掛かってきてまいります。このようなご時世でございますので子どもの入院等で親が一度仕事から離れてしまいますとどんなかたちの仕事であっても再度仕事に就くということが非常に難しいことになってまいります。それだけにこれぐらいの年間 200 万今年度分でいきますと 100 万未満で行けるものであれば、町長さんご自身が大きな柱として子育て支援ということを掲げてこの 4 年間に取り組んでこられたんだとこのように思っておりますので、私も申し上げておる所でございますので町長さん再度のご検討を頂きまして又 9 月の議会もでございますので踏み切って頂けるようお願いをしたいと存じます。一方ではいくら政府から金が出るからと言いましてもこれはやはり回り回っては税金でございます。それを使って 370 万を使って温泉水で化粧水を作るといこういう事業がございます。町長の公約なんかこの場所ですなと言われたらそれまででございますけれども議員はそんなものではありません。総合的に考えましてバランスというものを考え税金の使い方もバランスを考えながら申し上げているわけでございますから引き合いに出されるのは痛いところがあるかも知れませんが、それはそれとしてお答えを願いたいと思えます。ここで化粧水のことを詳しく聞きたいとは思っておりません。子どもの入院についてはせめて中学校卒業するまでを援助をするように早速にお取り組みを頂きたいとこのことを思いますので伺っているところでございます。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）いろんなこの施策の考え方・進め方がそれぞれの自治体の中にもあるわけでありますが、玉城町の場合はご承知いただいておりますように所得制限をなしでこうした助成制度を執行させて頂いておるということとでございます、いろんなご意見としては当然おありでございますけれども全体的な町の財政を考えさせて頂いて精一杯のこうした今回の助成の一部改正をお願いをしたいということで考えておるわけでございますので、何とぞよろしくをお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）他に、ありませんか。7 番 小林 豊君

7 番（小林豊君）この議案が、この臨時議会に提案になった経緯、本来ならばこういうものは当初予算で資格証が 9 月で切り替えでしたら 9 月から施行

するというような恰好が一番ベターと思いますが、なぜこの時期になったのかこの点だけお尋ねしたいと思います。

議長（小林一則君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）いろんなご意見を頂いておりまして、なぜこの時期なのかというふうなこと。先ほど課長の補足説明もありましたけれども、今回の21年度財政全般を眺めた時に大変この収支が括れるのかどうかというふうなことで厳しい状況でございました。そんな中で骨格予算並みの予算編成をさせて頂いたのはご承知の通りでございますが、その後国の方の財政等ある程度の見通しがついたとこういうことでございまして、今回そしてまた併せてこの更新の時期ということでございますので9月を待っておっては施策を進めさせていただくことができない。こういう理由でございますので何とぞご理解を頂きますようお願いを致します。

議長（小林一則君）7番 小林 豊君

7番（小林豊君）事情はよくわかるのですが、一般的に見た時にやっぱり周りの市町が始めたからそれに類してやるというようなふうにとられがちですので、ですから是非ともこういうものは当初予算で検討できるように今後気をつけて頂きたいと思います。以上です。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）次に、日程第5 . 議案第59号 平成21年度玉城町一般会計補正予算（第3号）についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第59号 平成21年度 玉城町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。今回提案申しあげます補正予算につきましては、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ868万円を追加し、歳入歳出予算総額を45億5千700万円とするものであります。内容の主なものにつきましては、歳入で法人町民税の減額、地方交付税、及び国庫補助金の決定に伴う増額、前年度繰越金の確定に伴う増額であります。歳出で

は、先に提案申しあげました、福祉医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う福祉医療費の増額、福祉保健施設費の修繕料の増額、並びに、国庫補助を受けて実施する女性特有の疾病に対するがん検診の費用を予防費で増額しております。歳入歳出の差額につきましては、予備費において調整してあります。なお詳細につきましては、副町長より説明致させます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

議長（小林一則君）副町長 坪井信義君

副町長（坪井信義君）議案第59号 平成21年度玉城町一般会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（小林一則君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑・討論・採決を行います。

それでは、議案第59号 平成21年度玉城町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。発言を許します。

議長（小林一則君）11番 野口 繁君

11番（野口繁君）この交付税が決定されたということですが、またこれから9月補正なり12月補正等々の財源があるわけですが、これ以上交付税は増えませんのですか。どうですか。またこれから補正の財源としては町民税・固定資産税の増額とか繰越金とか交付税の決定でこれ以上増えないのかということと、今後の財源の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君）政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐（中村元紀君）普通交付税につきましては今回決定致しました額で増えませんが、今後の見通しと致しましては特別交付税につきましてはまだ確定と致しておりません。この分について若干増額ともしくは法人等の今後の景気動向によりましての増収が見込めればという考え方で今現在はあります。

議長（小林一則君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（小林一則君）以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了致しました。

これにて、平成21年第4回玉城町議会臨時会を閉会致したいと思います。
これにご異議ありませんか

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって平成21年第4回玉城町議会臨時会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。ただ今は提案の議案につきまして原案承認をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ご意見・ご質問でもありましたように大変財政の見通しが厳しい状況の中での町政運営ということでございます。なお一層の議員の皆さん方におかれまして、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（午前9時43分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員